

# 福岡県競争入札制度審査会 検討委員会の設置について

昭和 57 年 4 月 8 日  
57 管第 42 号  
総務部長通知

関係部課長

昨年の秋以来、建設業者を中心とする談合問題が全国的な課題となり、本県におきましても先の議会で大きくとりあげられたところです。

このような状況の中で建設省は事務次官名でもって、公共工事に係る入札結果の公表について所要の措置を求めてきました。

このため、これを受けて本県としては、その対策を検討すべく既存の「福岡県競争入札制度審査会」を補完する下部機関として、別添要綱により「福岡県競争入札制度審査会検討委員会」を設置したので通知します。

# 福岡県競争入札制度審査会 検討委員会設置要綱

最終改正 令和3年3月11日 2財活第3419号

## (目的)

第1条 この要綱は、福岡県競争入札制度審査会（以下「会」という。）に検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことにより会が必要とする調査、研究、検討事項の迅速な処理と事務の円滑な運営に資することを目的とする。

## (組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長には、総務部次長、副委員長には財産活用課長、委員には商工、農林水産、県土整備、建築都市各部の主管課長及び委員長が指名する者若干名を充てる。

## (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、会の庶務を分掌する。

3 議決を要する事案の処理は、福岡県競争入札制度審査会規程（昭和40年福岡県訓令第12号）の例による。

## (委員会の業務)

第4条 委員会は、県の発注に係る入札の方式、手続、結果の公表、業者選定等制度改善に関する事項を検討する。

2 前項に定める事項のほか会から付託された事項を検討する。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和57年4月8日から施行する。

附 則 （昭和63年1月20日62管行第121号の4総務部長依命通達）

この要綱は、昭和63年1月20日から施行する。

附 則 （平成20年3月31日19管第9601号の2総務部長通知）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月11日2財活第3419号総務部長通知）

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

(注) 第2条の指名予定者

人事課内部統制室長

(綱紀委関連)

建築都市総務課契約室長

建築指導課長

農山漁村振興課長

企画課長

企画課技術調査室長

(実務担当関連)